

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	適正計量管理事業所の指定基準適合命令	根拠条項	第131条				
処 分 基 準	<p>○適正管理事業所の指定を受けた者が、法第128条各号に適合しなくなったと認めるときは、その者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>法第128条</p> <p>一 特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。</p> <p>二 その他計量管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	くらしの安全安心課	交付 機関	くらしの安全安心課	目次 NO